

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准及び国内法の整備を求める意見書

1979年国連総会において男女平等の権利の確保とあらゆる分野における差別を撤廃することを目的として「女性差別撤廃条約」が採択され、わが国では1985年からその効力が発生している。

しかし、各国の男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2021」において日本は156か国中120位と先進国では最下位の状況となっており、この条約を踏まえた国内法の整備など取り組みの強化が求められている。

加えて、新型コロナウイルス感染拡大の中で、学校や保育所の休業、非正規職員の雇止め、失業をはじめ、特に女性の雇用に影響が大きかったことが指摘されている。

男女共同参画会議から菅内閣総理大臣に対しての「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」の答申の中で「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。国会審議でも茂木外務大臣が「選択議定書の早期締結に向けて真剣な検討を進めている」「検討を加速する」と述べるなど前進への期待が高まっている。

よって、国会及び政府は、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、国内法を早急に整備するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

法務大臣

外務大臣

内閣府特命担当大臣(男女共同参画)